

高圧ガス保安法の販売業者に関する事故防止について

1 令和2年度（2020年度）県内の事故事例

熊本県内において、高圧ガス法の販売業者等に関して、事故届があった主な事例は、次のとおりです。

事故発生原因	事故の状況
自然災害 (R2年7月豪雨)	・豪雨により土砂崩れが発生し、建物とともに高圧ガス容器が流出し喪失した。
	・豪雨により河川が氾濫し、容器の保管場所である1階調理場が浸水したことにより、高圧ガス容器が流出し喪失した。
	・豪雨により河川が氾濫し、工場内にあった高圧ガス容器が流出し喪失した。
移動中	・配送車トラック(パワーゲート付き車両)に一般家庭用容器を積んで移動していたところ、振動のためパワーゲートが開き、容器が落下し喪失した。

昨年度は、主に令和2年7月豪雨の影響で、容器が流出し紛失している事例が多くなっていますが、日頃から次のような対策をお願いします。

事故発生原因	事故発生に向けた対策
自然災害(大雨・台風)	高圧ガス容器は、チェーン等で容易に転倒しないように固定しておくこと。 浸水することにより、容器が流出してしまうことがあるので、容器の流出防止対策を行っておくこと。 台風などの強風により、付近の設置物などが飛ばされ、高圧ガス容器等に衝突し、損壊する場合がありますので、対策を行っておくこと。
移動中	○ 高圧ガス容器の固定は、移動前に十分、確認すること。(ロープ、ベルトなどの固定器具が確実になされていることの確認等)

2 その他、事故事例及び対策について

(1) 移動中の事故

車両による高圧ガス容器移動中、 車両運転ミスによる転倒、転落、

固定ミスによる転倒、転落、バルブ緩み等により事故が発生しておりますので、日頃から十分、注意をお願いします。

過去には、液化石油ガス容器を積んだトラックと一般乗用車が衝突したため、容器が散乱し、炎上するという事故が発生しております。

移動する際、高圧ガス容器を確実に固定すれば、交通事故が発生しても、被害を最小限に控えられる可能性がありますので、移動前、容器の固定を十分確認してください。

(2) 外面腐食による破裂

過去、長年放置された酸素容器が外面腐食により破裂し、建物に被害が及んだ事故が発生しております。これは、販売業者が容器の回収に出向いたものの、容器が別の建物内に移動されていたため、確認できず回収できなかったまま放置されていたものです。

高圧ガス販売業者におかれましては、日頃から、次の ~ に注意していただきますようお願いします。

適切な容器管理を実施していただくとともに、長期間戻ってこない容器に対する確認、追跡、必要に応じた回収を行うこと。

高圧ガスを消費する者に対して、高圧ガスに係る周知の義務を履行するとともに、容器の外面腐食が懸念される消費先では、高圧ガス容器の貯蔵方法及び取扱方法に周知を行うこと。

高圧ガスを消費する者に対して、使わなくなった高圧ガス容器は、速やかに販売業者に返却するよう周知すること。